

定額給付金・子育て応援特

4月上旬に申請書をお届けします

※定額給付金と子育て応援特別手当の申請書は、別郵便でお届けします。

定額給付金とは…？

定額給付金は景気後退下での住民の皆様の生活支援を行うとともに、あわせて、住民の皆様に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的に給付されます。

給付対象者

基準日(平成21年2月1日)において、次の①または、②に該当する方です。

- ①住民基本台帳に記録されている方
- ②外国人登録原票に登録されている方のうち、次に掲げる方
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法に定める特別永住者
 - ・出入国管理および難民認定法に定める在留資格を有して在留する人(出生などにより在留資格を有することなく在留することができる人を含み、短期滞在の在留資格で在留する人を除く。)

併せて、給付決定時においても上記要件を満たしていることが必要です。

申請・受給者

基準日(平成21年2月1日)の住民票に記載された世帯主の方に申請手続きおよび受給をしていただきます。外国人登録原票に登録されている方は、ご本人に申請手続きおよび受給をしていただきます。

給付額

給付対象者1人あたり12,000円(ただし、昭和19年2月2日以前にお生まれの方、および、平成2年2月2日以降にお生まれの方については20,000円)となります。

申請期限

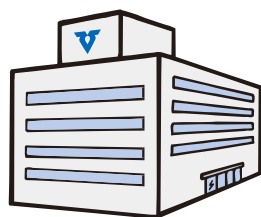
平成21年10月1日(消印有効)までとなります。期限を過ぎますと定額給付金を受給できませんのでご注意ください。

受給までの流れ

申請書に必要事項記入後、申請・受給者の本人確認書類および通帳の写しとともに返送してください。



市役所で事務処理を行います。(書類に不備などのあった方には申請書などを返送しますので、不備を補正して、再度返送してください。)



口座振込(申請書の返送より約1カ月後となります。)振込通知は郵送しませんので通帳記帳などで確認してください。



※口座をお持ちでない方は、申請書・本人確認書類の写しを持参のうえ、市役所本庁舎1階窓口で申請してください。現金を受領していただくまで、申請受付から2カ月近くかかりますので、ご了承ください。

別手当の申請が始まります

子育て応援特別手当とは・・・？

子育て応援特別手当は、平成20年10月30日に決定された「生活対策」の一環です。

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子どもに支給されます。

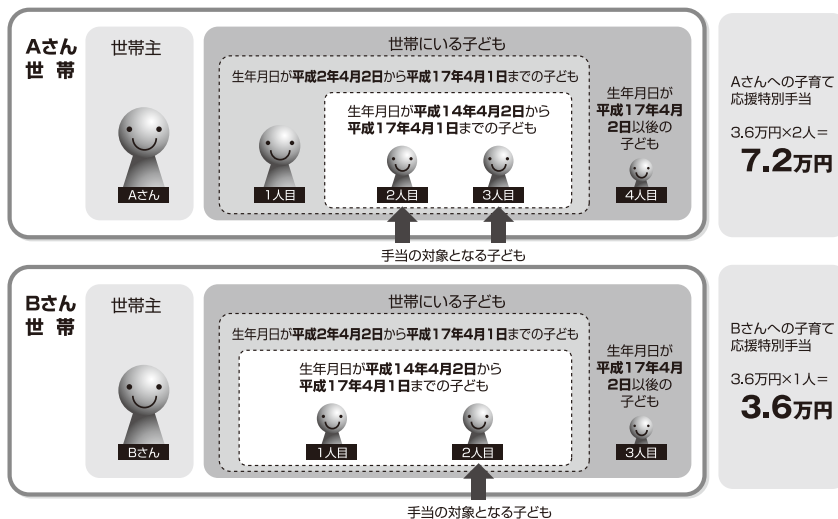
対象となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)であって、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども(具体的には生年月日が平成2年4月2日以降の子ども)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

子育て応援特別手当(Aさん、Bさんの場合)



支給対象者

対象となる子の属する世帯主で、左頁の定額給付金の給付対象者と同じ要件を満たしている方

申請期限

平成21年10月1日(消印有効)までとなります。期限を過ぎますと、子育て応援特別手当を受給できませんのでご注意ください。

手当の額

対象となる子ども1人あたり36,000円となります。

受給までの流れ

左頁の定額給付金と同じです。

定額給付金などの給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

- 市や国(総務省)などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市や国(総務省)などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 市や国(総務省)などが市民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。
- 羽曳野市では、提出していただいた申請書に記入漏れや不備があっても郵送で対応します。市から電話で問い合わせることはありません。
- ご自宅や職場などに市や国(総務省)などの職員をかたった電話がかかってきたら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

★4月中頃になっても申請書が届かない方がおられましたら、下記までお問い合わせください。

定額給付金・子育て応援特別手当のお問合せ先

政策推進課 定額給付金等事業推進チーム 直通電話 072-950-5600
電話・窓口受付時間 午前9時～午後5時30分(土日祝除く)

ふるさと納税のお願い

本市では「ふるさと納税」制度により寄附を募集しています。いただきました寄附金はご希望により次の事業に活用させていただきます。

- ①まちづくりの推進 ②子育て支援・青少年の健全育成 ③保健福祉の推進 ④教育の振興
ご協力よろしくお願いいたします。

税務課 内線1560